

蒲郡市認知症カフェ事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症の人及びその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、認知症の人とその家族が互いに交流するとともに、認知症についての地域住民の理解を深めることを目的として実施する認知症カフェ事業に対して、予算の範囲内において蒲郡市認知症カフェ事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「認知症カフェ事業」とは、次のいずれかの活動を行う事業をいう。

- (1) 認知症の人とその家族が気軽に集い、安心して過ごせる場所の提供
- (2) 認知症の人とその家族の相談に対する適切な支援
- (3) 地域住民が認知症の人やその家族と出会う場所の提供
- (4) 地域住民への認知症や認知症ケアに関する知識の提供
- (5) 介護者同士などが気軽に交流できる場所の提供
- (6) 認知症の人が社会参加し生きがいを感じられる場所の提供
- (7) その他市長が認める活動

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する認知症カフェ事業とする。ただし、市長がやむを得ない事由があると認める場合は、一部の要件を一時的に変更することができる。

- (1) 認知症の人とその家族、地域住民、専門職（ヘルパー、介護福祉士、ケアマネジャー、看護師等をいう。以下同じ。）等だれでも自由に参加できること。
- (2) おおむね月1回以上開催し、1回あたりの開催時間がおおむね1時間以上であること。
- (3) 認知症の人及びその家族からの相談に対応できる専従のカフェ相談員として、専門職又は認知症介護経験者、認知症サポーター等のいずれかの者を配置する

こと。

- (4) 認知症カフェ事業の実施場所は、交流及び会話のための空間として10人以上が同時に入れる面積を有し、その実施に必要な設備を備えていること。
- (5) 認知症カフェ事業の周知を行い、利用者の拡大に努めること。
- (6) 市ホームページ、広報等で認知症カフェ事業について公表することを承諾すること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、補助事業を市内で運営する次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 補助事業を確実に実施し、適切な事業運営が確保できること。
- (2) おおむね1年以上継続して補助事業を行うことが見込まれること。
- (3) 政治活動若しくは宗教活動又は利用者に対する営業活動を行わないこと。
- (4) 蒲郡市暴力団排除条例（平成23年蒲郡市条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員の統制下でないこと。
- (5) 団体又は代表者について、市税等の滞納がないこと。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する次に掲げる経費とする。

- (1) 人件費
- (2) 報償費
- (3) 旅費
- (4) 需要費（団体の構成員による会合の飲食費等を除く。）
- (5) 役務費
- (6) 使用料及び賃借料
- (7) 研修負担金
- (8) 備品購入費

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象経費から除くものとする。

- (1) 団体等の経常的運営経費
- (2) 他制度による助成金、補助金等を受けている経費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める経費

- 3 補助金の交付の対象となる期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。
(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

- 2 補助金の上限額は、年額48,000円とする。
- 3 年度の途中で補助事業を開始し、又は廃止する場合における補助金の上限額は、前項に規定する額を12で除した額に当該年度における事業実施月数を乗じた額とする。
(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、蒲郡市認知症カフェ事業費補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、前年度に補助金の交付決定を受けており、前年度の申請内容から変更がない場合は、第3号から第5号までの書類を省くことができる。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 補助事業従事者名簿（専門職の場合は、その資格を証明する書類の写しを添付すること。）
- (4) 実施場所の見取図
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付申請の期日)

第8条 前条に規定する交付申請の期日は、事業を開始する日の10日前までとする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(交付決定及び通知)

第9条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当であると認めたときは、速やかに交付の決定をしなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに申請者に対し、その旨を蒲郡市認知症カフェ事業費補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により、通知しなければならない。
- 3 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(計画変更の承認等)

第10条 前条第2項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに市長に変更等に関する届出を、蒲郡市認知症カフェ事業費補助金変更承認申請書（第3号様式）により行い、市長の承認を得なければならない。

(1) 補助事業の内容又はこれに係る予算を変更しようとするとき。ただし、補助金の額に増額の変更が生じないものは除く。

(2) 補助事業を廃止しようとするとき。

2 市長は、前項の規定による承認をする場合において、交付決定者に係る助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件を変更することができる。

3 市長は、前項の規定による変更をした場合は、速やかに交付決定者に対し、その旨を、蒲郡市認知症カフェ事業費補助金変更決定通知書（第4号様式）により通知しなければならない。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、蒲郡市認知症カフェ事業費補助金実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、補助事業完了後1か月以内又は補助金の交付の決定があった年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書及び経費の支払を証する書類又はこれに代わる書類

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受理したときは、その内容を審査し、その成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認める場合は、交付すべき額を確定し、当該交付決定者に対し、蒲郡市認知症カフェ事業費補助金確定通知書（第6号様式）により通知しなければならない。

(補助金の支払)

第13条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助金を支払うものとする。ただし、概算払願の提出があった場合は、概算払いができるものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の条件に違反したとき。

(3) この要綱その他関係法令の規定に違反したとき。

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消し等をしたときは、速やかに申請者に対し、その旨を、蒲郡市認知症カフェ事業費補助金交付決定取消通知書（第7号様式）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。この場合において、当該補助金の返還に係る加算金及び遅延利息については、規則第20条によるものとする。

（帳簿等の備付）

第16条 交付決定者は、補助事業に係る収入、支出に関する帳簿及び証拠書類その他実施の経過を明らかにする必要な書類を備えて当該補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

（協力）

第17条 市長は、交付決定者に対し、アンケート、調査その他の協力を求めることができる。

（雑則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

申 請 者
住 所
名 称
代表者名

蒲郡市認知症カフェ事業費補助金交付申請書

年度において蒲郡市認知症カフェ事業を行うため、蒲郡市認知症カフェ事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の目的
- 2 補助事業の内容
- 3 補助事業施行期間
着手予定 年 月 日
完了予定 年 月 日
- 4 補助金交付申請額
金 円
- 5 補助金交付申請額の算出基礎
- 6 補助事業の経費の配分及びその使用方法

※備考1 1、2、5及び6については、必要に応じ別紙とすること。
2 2及び6については、必要に応じ計画書、収支予算書等その詳細を明らかにする書類を添付すること。

第 号

申 請 者
住 所
名 称
代表者名

蒲郡市認知症カフェ事業費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付け（ 第 号）で交付申請のあった蒲郡市認知症
カフェ事業費補助金について、蒲郡市認知症カフェ事業費補助金交付要綱第 9 条の
規定により、下記のとおり交付（不交付）することに決定したので通知します。

年 月 日

蒲郡市長

記

補助金交付決定額
金 円

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

補助事業者

住 所

名 称

代表者名

蒲郡市認知症カフェ事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定された補助事業につき、
下記のとおり変更の申請をいたします。

記

変更の事項	
変更の理由	

第 号

補助事業者

住 所

名 称

代表者名

蒲郡市認知症カフェ事業費補助金変更決定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した蒲郡市認知症カフェ事業費補助金について、蒲郡市認知症カフェ事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり変更することに決定したので通知します。

年 月 日

蒲郡市長

記

変更決定の事項	
変更決定の理由	

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

補助事業者

住 所

名 称

代表者名

蒲郡市認知症カフェ事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた蒲郡市認知症カフェ事業費補助金について、蒲郡市認知症カフェ事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業施行期間

着手 年 月 日

完了 年 月 日

2 補助事業実績及び効果

3 補助金交付精算額

金 円

4 補助金交付決定額

金 円

5 添付資料

- (1) 収支精算書及び経費の支払を証する書類又はこれに代わる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

第 号

補助事業者

住 所

名 称

代表者名

蒲郡市認知症カフェ事業費補助金確定通知書

年 月 日付け（ 第 号）で実績報告のあった蒲郡市認知症カフェ事業費補助金について、蒲郡市認知症カフェ事業費補助金交付要綱第 1 2 条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

年 月 日

蒲郡市長

記

1 補助金交付決定額
金 円

2 補助金確定額
金 円

第 号

申 請 者
住 所
名 称
代表者名

蒲郡市認知症カフェ事業費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した蒲郡市認知症カフェ事業費補助金について、蒲郡市認知症カフェ事業費補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり交付決定の全部（一部）を取り消したので通知します。

年 月 日

蒲郡市長

記

- 1 補助金交付決定額
金 円
- 2 補助金取消額
金 円
- 3 取消後の補助金交付決定額
金 円
- 4 取消理由